

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 3 1 号

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年四日市市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第 1 3 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第 1 3 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0 各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（こども未来部保育幼稚園課）